

(趣旨)

第 1 条 成城大学学則（以下「学則」という。）第 33 条及び成城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 30 条の 2 の規定に基づく再入学については、この規則の定めるところによる。

(再入学の時期)

第 2 条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学者の入学年次)

第 3 条 再入学者は、原則として退学・除籍時の学年に復する。

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 再入学者の修業年限は、学則第 5 条又は大学院学則第 4 条に定めるところによるものとし、在学年限は、退学・除籍以前の在学期間を算入する。

(出願資格の制限)

第 5 条 次の各号に掲げる者は、成城大学への再入学に関する出願はできないものとする。

- (1) 除籍された学年を含めないで、出願までの期間が 2 学年を超えた者
- (2) 在学年数が 1 年未満で除籍された者
- (3) 再入学を許可された後、除籍された者
- (4) 再入学を許可された後、退学した者
- (5) 除籍以前の在学年数を含め、8 年以内に卒業の見込みがない者。ただし、編入学者の在学年数については別に定める。
- (6) 退学以前の在学年数を含め、8 年以内に卒業の見込みがない者
- (7) 懲戒処分により退学を命じられた者

2 次の各号に掲げる者は、成城大学大学院への再入学に関する出願はできないものとする。

- (1) 除籍された学年を含めないで、出願までの期間が 2 学年を超えた者
- (2) 在学年数が 1 年未満で除籍された者
- (3) 再入学を許可された後、除籍された者
- (4) 再入学を許可された後、退学した者
- (5) 除籍以前の在学年数を含め、博士課程前期は 4 年、博士課程後期は 6 年以内に修了の見込みがない者
- (6) 退学以前の在学年数を含め、博士課程前期は 4 年、博士課程後期は 6 年以内に修了の見込みがない者
- (7) 懲戒処分により退学を命じられた者

(選考の時期及び選考方法等)

第 6 条 再入学の選考時期及び選考方法等は別に定める。

(雑則)

第 7 条 その他、再入学に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、関係する学部教授会又は研究科教授会及び評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。